

大量破壊兵器関連設計・製造技術の提供に伴う相談の書式について（お知らせ）

平成6年3月17日 貿易局安全保障貿易管理課

最終改正 平成19・05・09 貿局第2号 平成19年6月

1日 経済産業省貿易経済協力局

大量破壊兵器関連貨物の設計又は製造に係る技術を提供する取引については、役務取引許可に際して「大量破壊兵器関連貨物・技術の輸出管理について」（平成4年7月31日付け4貿局第283号。）の別記4の2に準じた誓約書を提出していただいているところですが、取引の相手方が製造した製品の販売先が確定し、上記の誓約書に基づき輸入者から事前同意を求められた場合、通商産業省に対して相談する際の書式を、平成6年3月17日以降下記のとおりとすることとしましたのでお知らせします。

記

1 書類の構成

- ① 大量破壊兵器関連審査申請書（別紙様式1）
〈核兵器関連、化学兵器関連、生物兵器関連、ミサイル関連〉
- ② 〔貨物／技術の概要及び特性〕（別紙様式2）
- ③ 「大量破壊兵器関連貨物・技術の輸出管理について」の別記3に従った書類及び別記4の誓約書
（確定している最終需要者のもの）
- ④ 大量破壊兵器関連設計・製造技術提供に際し取得した役務取引許可証の写し

2 記入要領

- (1) 貨物の販売先ごとに作成し、上記の書類を提出する際には、①のコピーを1通添付してください。
- (2) ①は、相手方の製造する貨物の品目（輸出令別表第1該当項番）によりいずれかの表現を選択するものとし、その他の部分の記入に当たっては、別紙様式記載要領1を参考にしてください。
- (3) ②の記入に当たっては、別紙様式記載要領2を参考としてください。
- (4) その他必要により上記以外の資料の提出をお願いすることがあります。

3 審査結果の通知

審査を終了したときには、安全保障貿易審査課から

口頭で審査の結果を通知します。

4 受付・問い合わせ先

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課